

吹田で公契約条例制定運動を始めよう

吹田労働組合総連合主催の春闘学習会が吹田市立労働者会館で開催されました。吹田市内の労働組合や民主団体から23名、うち吹田市民からは7名が参加しました。自治労連中央執行委員の久保 貴裕さんに『「公契約条例」をどうやって実現するか』と題して講演していただきました。



久保さんは条例により期待される効果として、労働者は賃金が保障され働く意欲が高まることで、公共サービスの質が向上し住民にもメリットがある。業務を受注する事業者も従業員の生活が安定することで人材の確保ができるようになる。自治体も官製ワーキングプアがなくなり、税金を払える労働者が増え、地域経済の活性化や公共サービスの質が安定するとして、発注者、受注者、労働者の「三方よし」だけでなく、地域住民にとってもメリットがある条例であると話されました。またつくるまでの道筋として労働者だけでなく事業者や、住民、行政、議会など公共サービスに関わる全ての人や団体との対話と合意を大切に進める必要があると強調されました。

その後、4名から吹田市の官公需の実態について事例報告がありました。水道労組の北野さんは年間の発注件数や設計から発注までの流れを参加者にわかりやすく説明しながら、30年働いていてどの業者も大きくなっていない、受注業者からも「書類は多くて、仕事の期限は決められて手間ばかりで儲からない」といわれると報告されました。

民商からは西尾常務理事が吹田市の造園業務のダンピング対策や市内業者の受注機会確保を吹田市産業振興条例や国のダンピング防止策に基づいて改善した運動を事例として報告しました。

さつき福祉会の山口さんからは、デイサービスや保育、障がい者施設など働く労働者の実態として、営利法人と社会福祉法人で委託費に係る人件費の割合が社会福祉法人で60%〜80%であるのに対し、営利法人だと50%と大きく開いていることも報告されました。

市会議員の上垣さんは、夜間の学校警備業務の労働者からの相談事例を報告されました。入札で委託業者が変わるたびに、雇用は継続されても日給が下げられている実態や、議会では財政総務委員会が川崎市へ視察に行くなど動きもある中、行政は前向きとは言えない状況と報告されました。

吹田労連はこれから「雇用と地域経済を考える市民懇話会」の結成準備を進め、発注者・事業者・労働者が手を取り合ってより良い条例制定を目指す運動に取り組むことになっています。

国保室の堀室長が定年退職

住民への温かな対応に感謝

国保料の減免や保険料の滞納相談等で、長年にわたり、お世話になった国民健康保険室の室長を務められた堀さんが3月31日で吹田市を定年退職されました。吹田市の国保行政は、ここ10年近くは、保険料の連続値上げ、徴収の強化など、私たち住民と対立するようなことも数多くありました。それでも国保室の皆さんは、住民の意見をよく聞き、改善するべき点は改善し、弱者救済の視点を忘れずに、住民の皆さんに接してきました。堀さんは、理論面でも、実践面でも、いつもその中心にいた方です。堀さんの温かい人柄に助けていただいた住民は沢山います。本当にお世話になりました。お元気で過ごしてください。

伝言板

記帳講習会 第1回 4月6日(木)夜7時

2年後の消費税増税で複数税率になると同時にインボイス制度が導入されようとしています。今のうちから対応できる記帳の仕方を身に着けることが申告や税務調査でも求められます。今回の学習会では、第1回は記帳の基本を行います。パソコン記帳をご希望の方は必ずご参加下さい。

パソコン記帳講習 第2回 4月20日(木)夜7時

第3回 4月27日(木)夜7時

第2回目と第3回目は「弥生会計」を使つてのパソコン記帳の講習を2回シリーズで行います。

会場はいずれも民商会館です。

※第1回目の記帳学習会にご参加いただき、基本を学習した上でご参加ください。

法人部会 税金をめぐる情勢の学習会

4月10日(月) 朝10時

4月11日(火) 昼1時30分

4月12日(水) 夜7時

会場はどちらも民商会館です。

※禰屋裁判の判決の内容、国税通則法改悪、マイナンバー制度、インボイス制度の内容など。

労働保険年度更新相談会

4月17日(月) 昼2時と夜7時

4月19日(水) 夜7時

4月21日(金) 昼2時

場所はどちらも民商会館

※認印(会社の場合は代表者印)・労働者名簿を記入してご持参下さい。また、建設業の方は元請工事の金額を記入してきて下さい。

4・21春の憲法学習会

戦争法廃止発動ストップ！共謀罪法案提出阻止！

4月21日(金) 夜6時30分 大阪グリーン会馆

講師 名古屋大学大学院准教授 日比 嘉高さん

商工新聞は経営のヒント・ノウハウの知恵がいっぱい 毎週必ず届けます
 会費集金は会員の心をあつめる活動です 毎月10日までには集めましょう